

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

若松警察署協議会

開催年月日時	令和7年2月13日 午後4時00分 から 令和7年2月13日 午後5時15分 まで	
開催場所	若松警察署3階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警 察 署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長
議 事 概 要		
<p><b>【会長挨拶】</b></p> <p>本日は、若松警察署協議会にご参加いただき感謝申し上げます。</p> <p>本日は、情勢報告のあと1階署庭に移動し、地域警察官による仮想職務質問を見学する予定である。</p> <p>積極的な質問や意見をお願いする。</p> <p><b>【署長挨拶】</b></p> <p>本日は、若松警察署協議会へ出席いただき感謝申し上げます。</p> <p>本日の内容は、警察署全体の運営指針が定まったことから、本年の福岡県警察運営指針について説明及び警察官の最大の武器である職務質問について、仮想職務質問を実施し、職務質問について説明する。</p> <p><b>【情勢報告及び治安概況について】</b></p> <p>署長説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年福岡県警察運営指針報告（資料を基に説明） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の安全・安心の確保について</li> <li>・ ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進について</li> <li>・ 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進について</li> </ul> </li> </ul>		

議 事 概 要

- ・ 飲酒運転・交通事故抑止対策の推進について
- ・ 性暴力・児童虐待への的確な対処について
- ・ サイバー空間の脅威への的確な対処について
- ・ 重要凶悪事件の徹底検挙について
- ・ 災害・テロ等の脅威への的確な対処について

○ 治安情勢報告（資料を基に説明）

- ・ 刑法犯認知件数について
- ・ 交通事故発生状況について
- ・ 県内の特殊詐欺等の発生状況について
- ・ 管内の特殊詐欺等の発生状況について
- ・ 県内のSNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況について

【地域警察官による職務質問について】屋外にて仮想職務質問を実施

地域課長説明

- 職務質問の着眼点について
- 職務質問開始時の声掛けについて
- 職務質問の技能について

【質疑応答】

- 委員から、「匿名流動型犯行グループの対策として、警察官によるおとり捜査の進捗状況を知りたい。」との質疑があり、署長から、「匿名流動型犯行グループによる犯罪は、主犯格に辿り着くことが困難な場合が多い、そのため、主犯格に辿り着く捜査手法として、おとり捜査は有効的な手段であるが、現時点、具体的な捜査方針等が定まっていない状況である。」旨の回答があった。
- 委員から、「闇バイトをやめたいと言ってる人はどうなるのか知りたい。」との質疑があり、署長から、「福岡県内において、闇バイト等から抜け出したいという申し入れを数件確認している。その上で警察として、犯罪者グループから手を引いた者の家族及び知人等を犯罪者グループから守る必要があるため、その者達の保護対策をしっかりと行っている状況である。」旨の回答があった。

議 事 概 要

- 委員から、「SNS型投資・ロマンス詐欺に使用されているSNSは何か教えてほしい」との質疑があり、署長から、「SNS型投資・ロマンス詐欺は、LINE上において友達申請を行い、相手に恋愛感情等を抱かせ、人間関係を築いた上で投資等の話題を持ち掛け犯行に及ぶことが多い。犯人側からの勧誘手段は、X（旧Twitter）やInstagramなど、様々なSNSやマッチングアプリであるが、犯罪のツールとしてLINEが多く活用されている。」旨の回答があった。
- 委員から、「外国籍の方が何度も職務質問を受けた影響で、仕事を行けなくなったと聞いたことがあるが、警察官はどのような基準で職務質問をしているのか教えてほしい。」との質疑があり、地域課長から「時間、場所、その時の状況等あらゆることが考えられるが、我々警察官は決して国籍のみを判断基準にしている訳ではない。また、日本人に対しても同じで、差別的な視点で職務質問はしていないため、ご理解をお願いします。」旨の回答があった。
- 委員から、「一人前の職務質問と言える基準等があれば教えてほしい。」との質疑があり、地域課長から、「警察官の職務質問は勇気のいるものである。職務質問の対象者は、善良な市民であることが大半であるが、中には刃物等の凶器を隠し持っていることもある。そのため、自主性を持って積極的に職務質問に挑むようになれば、一人前と考えている。」旨の回答があった。

【統括】署長

本日は、令和7年福岡県運営指針並びに地域警察官による職務質問について説明させていただいた。警察官の最大の武器である職務質問は、警察官の職権であり、決して乱用することがあってはならず、県民のご理解とご協力あってこそその活動である。今日、仮想職務質問を見ていただき皆様の疑問にお答えすることで、より一層のご理解とご協力を得られれば幸いと思っている。今後とも忌憚のないご意見ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【閉会】

以上で、第4回若松警察署協議会を閉会する。

